

海外安全情報（ジカウイルス感染症の流行について）

平成28年9月27日

外務省海外安全ホームページにおけるジカウイルス感染症の発生地域にセントクリストファー・ネーヴィスが追加されました。その他の発生地域等、詳細は以下の外務省海外安全ホームページをご参照ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2016T160.html

「特に妊娠中の方又は妊娠を予定している方は、流行国・地域への渡航・滞在を可能な限りお控えください。」

※厚生労働省のホームページにおいても関連情報が提供されていますので、こちらにも併せてご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

ジカウイルス感染症について

1 カリブ地域では、Pan American Health Organization（汎米保健機構）や各国政府などにより、少なくともアンティグア・バーブーダ9人、バルバドス20人、ドミニカ国68人、グレナダ74人、ガイアナ42人、セントクリストファー・ネーヴィス3人、セントルシア38人、セントビンセント及びグレナディーン諸島40人、スリナム723人、トリニダード・トバゴ489人のジカウイルス感染症患者が確認されたと公表されています。

2 対策等

(1) ジカウイルス感染症には特別な治療や予防のためのワクチンはありませんので、蚊に刺されないことが最も有効な予防手段です。家の周囲などに蚊が繁殖する水たまりを作らないこと、ネッタイシマカが活動的になる日中から夕方にかけては肌を露出しない衣服を着用し、蚊に有効な虫除け剤を使用するなどして蚊に刺されない工夫をしてください。

なお、虫除け剤には同じブランド名でも有効成分の濃度が異なるものがあり、一般的には濃度が低いものは効果の持続時間が短く、使用頻度を多くする必要がありますので、使用の際には製品に記載された用法・用量に従い、適切に使用してください。

またスプレー式のものでも肌に噴射した後に手でまんべんなく広げるなどしてムラのないように塗布することも有効です。

(2) ジカウイルス感染症は、蚊に刺されること以外にも、性行為によって感染することがあります。妊娠中又は妊娠予定の女性が感染すると、母子感染によって胎児に小頭症等の先天性障害を来す可能性もあり、流行地域に渡航・滞在中の男女は十分な注意が必要です。

ジカウイルス感染症は、感染しても症状が出ないか、症状が軽いため気づきに

くいことが多く、性行為感染や母子感染のリスクを避けるためにも、流行地域から帰国した男女は、症状の有無にかかわらず、少なくとも6か月間は性行為の際にコンドームを使用するか、性行為を控えるようにしてください。

日本国内にもジカウイルスを媒介する蚊（ヒトスジシマカ）が生息しています。国内で感染を広げないためにも、流行地域からの帰国後は、症状の有無にかかわらず、少なくとも2週間程度は忌避剤を使用し、蚊に刺されないための対策を行ってください。

（お問い合わせ先）

在トリニダード・トバゴ日本国大使館（アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、セントビンセントグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイヴィス、スリナム、ドミニカ、セントルシア及びグレナダを兼轄）

電話：628-5991

国外からは（国番号 1-868）628-5991

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>